

第 1 次 江府町地域福祉活動計画

社会福祉法人
江府町社会福祉協議会

はじめに



近年、少子高齢化の進行などによる人口減少、新型コロナウイルス感染症の蔓延による社会経済活動の低迷など、社会構造が大きく変わる中で、住民の意識や価値観も多様化し、多くの世帯で多様な生活課題が生じています。

このような状況の中で、地域のあらゆる住民が地域の課題を自分の事としてとらえ、お互いが支え合い、生きがいをもって暮らすことのできる「地域共生社会の実現」が求められています。

このたび、江府町社会福祉協議会では、「第1次江府町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

計画では、一体的な推進を目指す関係にある江府町地域福祉計画に掲げられている『誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくことができる福祉のまちづくり』を基本理念としています。地域の生活課題・福祉課題を把握し、その解決に向け、5つの基本目標により、社会福祉協議会の役割や取り組む内容をまとめています。

今後は、コロナ禍における新たな地域福祉活動のあり方も模索しながら、課題解決のため、地域住民の皆さまは勿論、各種団体・ボランティア・NPOなどとも連携を図り、地域共生社会の実現に向けて取り組んで参りますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご助言をいただきました皆さまに心より感謝申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 江府町社会福祉協議会

会長 **山 川 浩 市**

目 次

第1章	計画の概要	1
1	地域福祉とは	2
2	社会福祉協議会とは	2
3	地域福祉活動計画の趣旨	2
4	地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	3
5	計画の期間	5
第2章	江府町の現状とこれからの地域福祉	6
1	人口や世帯の状況	7
2	高齢者の状況	10
3	障がい者の状況	12
4	子ども・子育ての状況	13
5	生活困窮者の状況	15
6	福祉を取り巻く社会の情勢とこれからの地域福祉	18
第3章	計画の基本的な考え方と取り組み	21
1	基本理念	22
2	計画の体系	23
3	基本目標とその方向性	24
第4章	具体的な取り組み	33
1	施策ごとの事業実施計画	34
2	業務体制図	39
3	計画の進行管理	40
[資料]		41
	策定委員名簿	

第 1 章

計 画 の 概 要

第 1 章 計画の概要

1 地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政や民間事業者等による公的なサービスの提供だけでなく、障がいの有無等個人の状況に関わらず、地域の一員として、すべての人たちがお互いに助けあい、支えあうことが大切となります。「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようお互いが支えあっていく」関係・仕組みづくりが求められています。地域福祉とは、このような地域社会を実現するための取り組みのことをいいます。

2 社会福祉協議会とは

「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」をめざし、住民の皆さんと共に地域福祉を推進する民間の福祉団体であり、社会福祉法第 109 条「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記され、「地域福祉」を推進する唯一の団体です。

住民の皆さんが抱えている様々な問題を地域全体のものとして考え、解決に向けて、住民の皆さん・専門職・各種団体と協働して活動に取り組んでいます。

3 地域福祉活動計画の趣旨

地域福祉活動計画は、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO（*）、さらには保健・医療・福祉の専門機関等が集い、相互に協力して策定する民間の行動計画です。

その大きな特徴は、住民の声が反映された計画であり、文字どおり住民が地域で福祉活動を行うためのアクションプランであるといえます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指して、地域の支えあいや助けあい体制を強化するとともに、地域福祉を推進していくことを目的として、江府町社会福祉協議会（以下「江府町社協」という。）が策定します。

（*）NPO…民間の非営利組織のこと

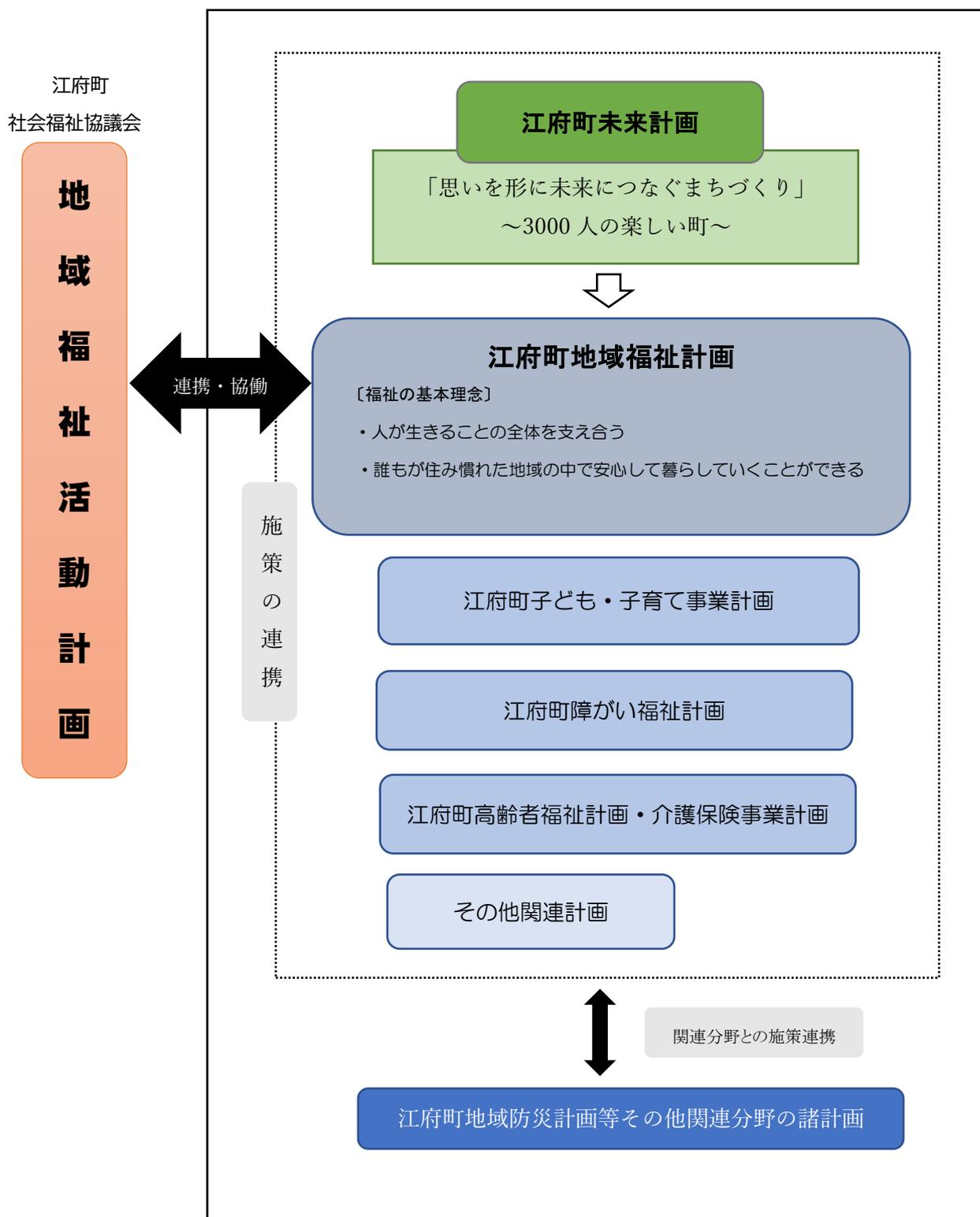
4 地域福祉計画（行政計画）と地域福祉活動計画との関係

江府町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、地域住民・当事者をはじめとする地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO、さらには保健・医療・福祉の専門機関等と地域福祉を推進していくために、連携・協働に向けて具体的な活動や実践について考える民間の行動計画です。

また、江府町地域福祉計画は、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくり、施策等の総合的な方向性を明らかにした計画です。

この2つの計画は、連携・協働の関係にあり、相互に補完しあいながら計画を一体的に推進し、地域福祉の向上を目指すものであり、住民主体の取り組みを支援するものです。

■社会福祉協議会の位置づけと行政との関連イメージ

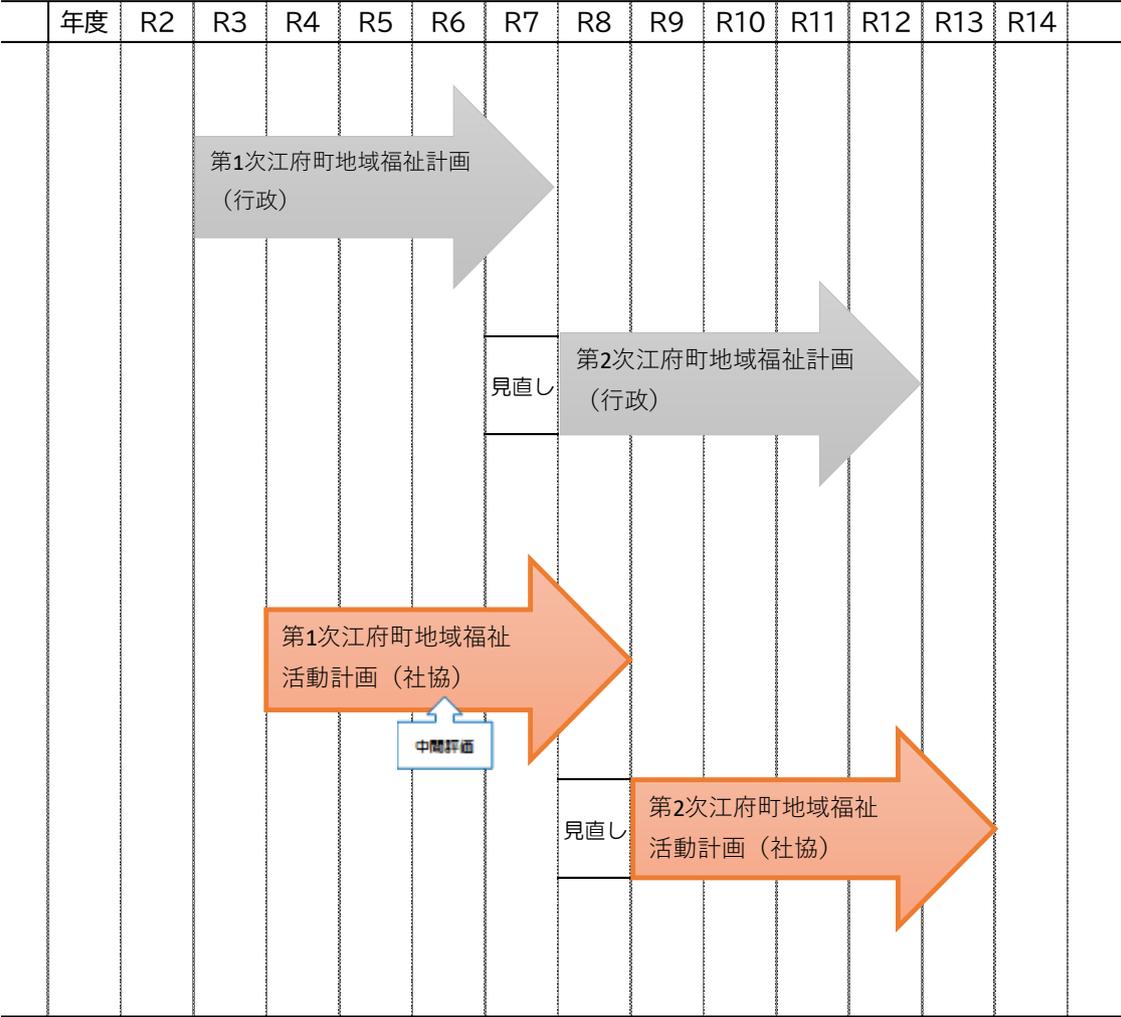


※江府町地域福祉計画より

5 計画の期間

活動計画の実施期間は、令和4年度から令和8年度の5年間を期間とします。

ただし、関係法令・制度の改正・社会情勢・課題や取り組みの成果等をふまえ、他の関連する計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しや改善を検討するものとします。



第 2 章

江府町の現状と

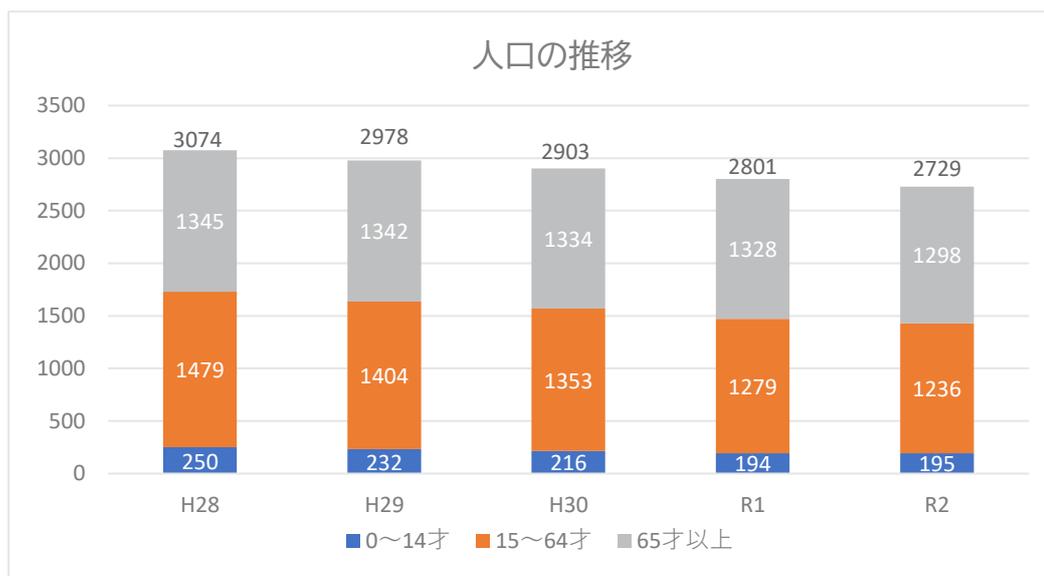
これからの地域福祉

第2章 江府町の現状とこれからの地域福祉

1 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

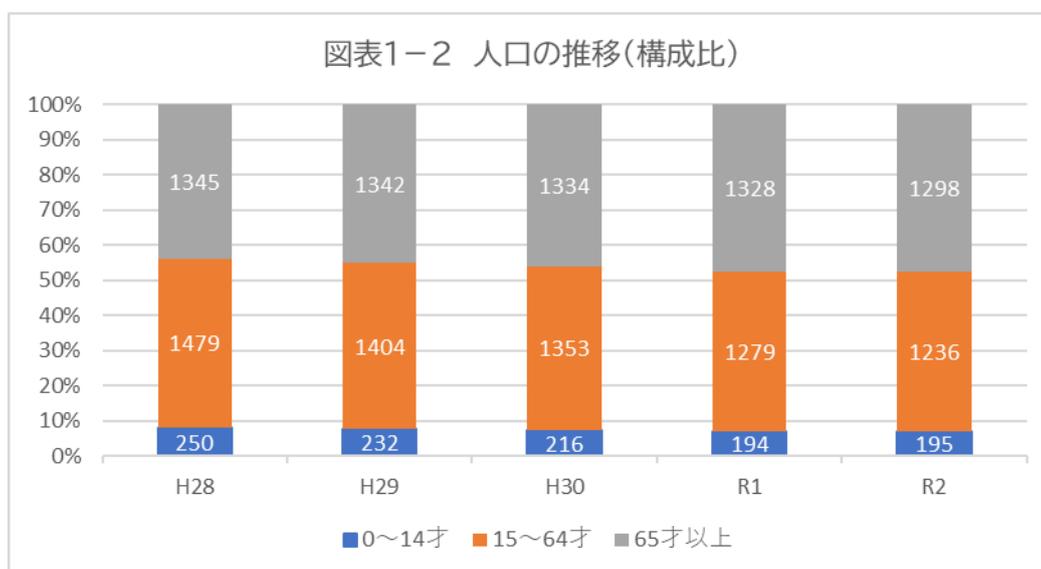
本町の人口は減少傾向にあり、令和2年度末現在で2,729人となっています。



※各年度末現在（住民基本台帳）

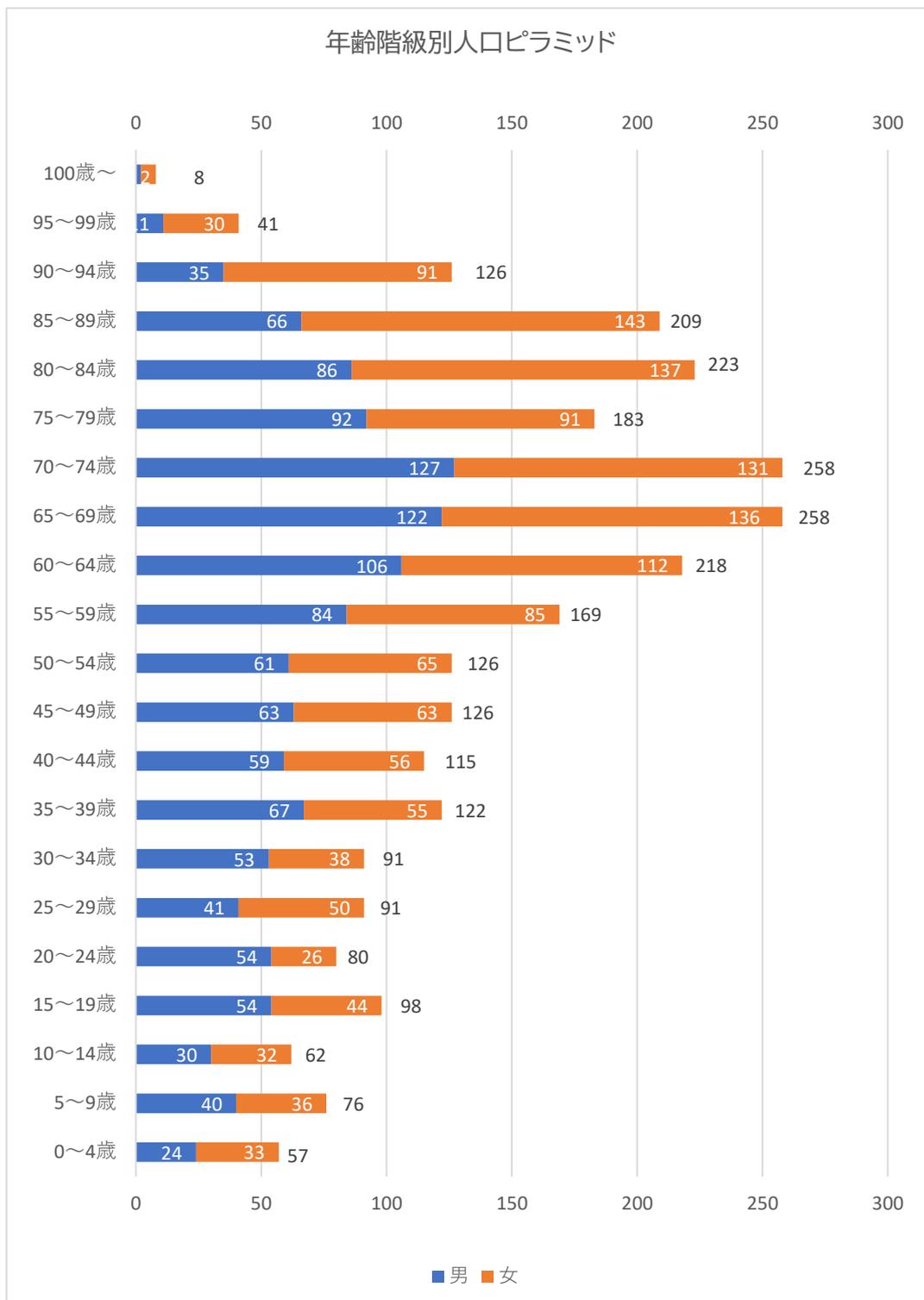
年代別の構成比をみると、生産年齢人口は減少しており、65歳以上の高齢人口率は50%を超え、増加傾向にあります。

今後も本町の高齢化は進んでいくと想定されます。



(2) 人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると、60歳～74歳の層と、80歳～89歳の層の人口が多くなっています。

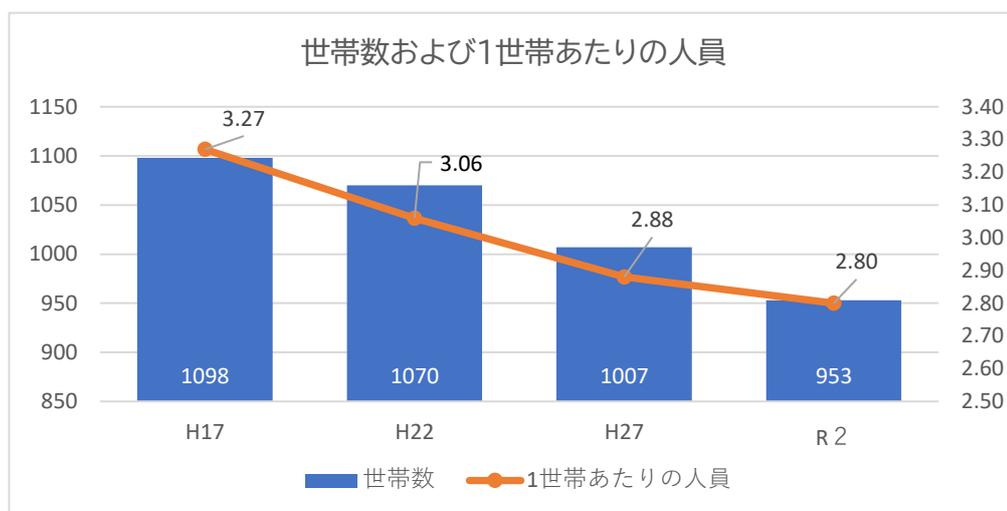


※令和3年3月末現在（住民基本台帳）

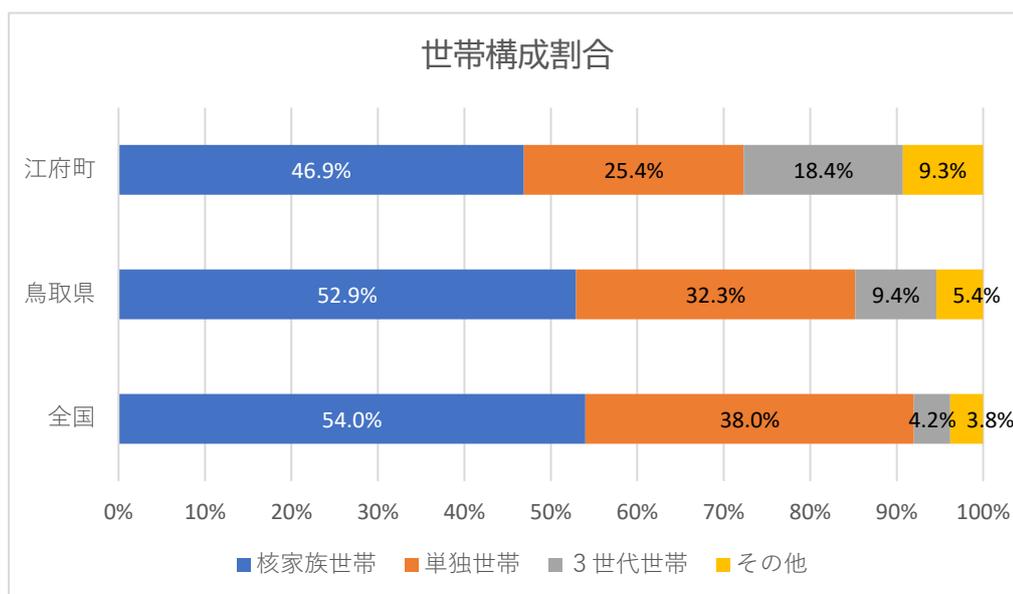
(3) 世帯の状況

本町の一般世帯の状況（施設等の世帯を除いた世帯）は、人口の減少に伴い、世帯数も減少しています。そして、1世帯あたりの世帯人員数も減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

また、世帯構成割合を、全国、鳥取県と比較すると、本町は核家族世帯と単独世帯の割合が少なく、三世代家族が多い傾向にあります。



※令和2年国勢調査より

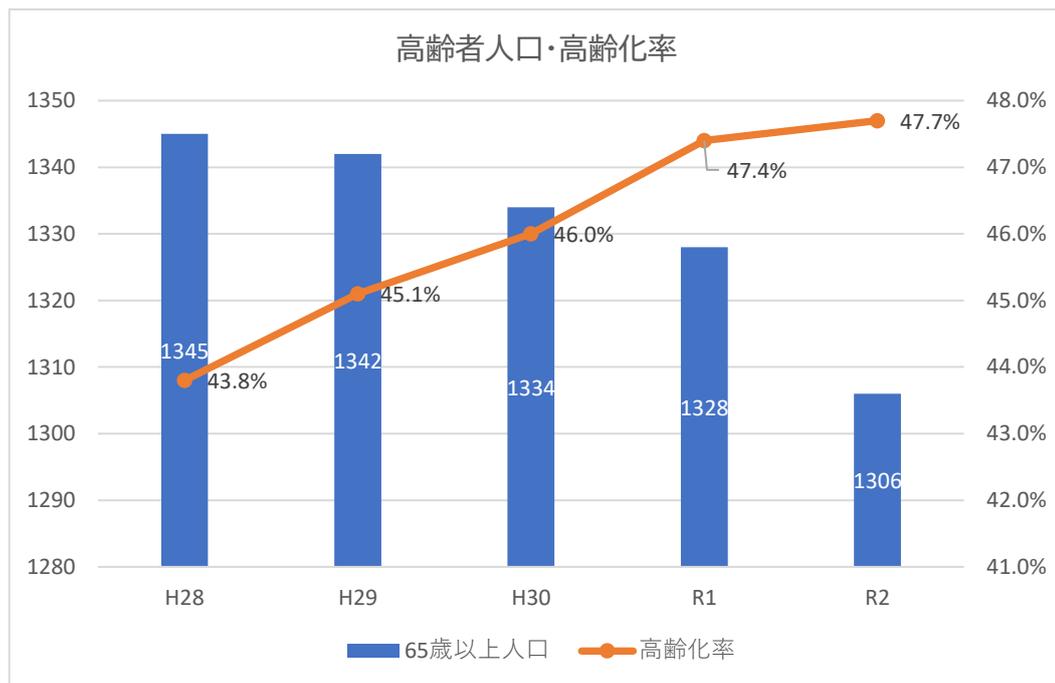


※令和2年国勢調査より

2 高齢者の状況

(1) 高齢者の人口推移

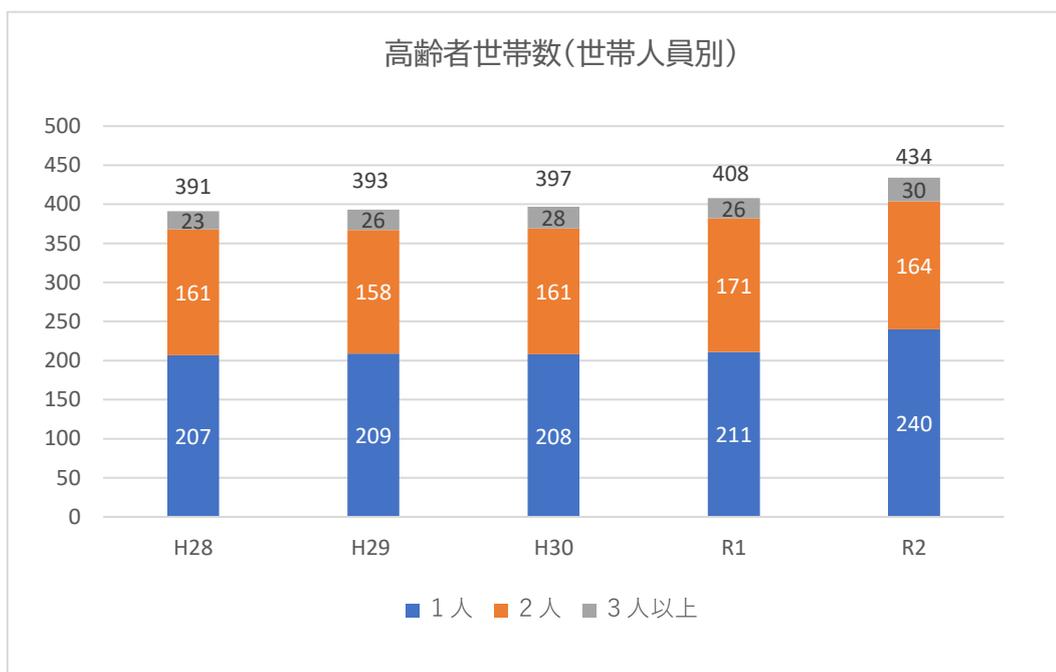
本町の65歳以上の高齢者の人口は、わずかに減少傾向にありますが、全体の人口減少率が大きいため、高齢化率は増加の一途をたどっています。



※各年度末現在（住民基本台帳）

(2) 高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数の推移

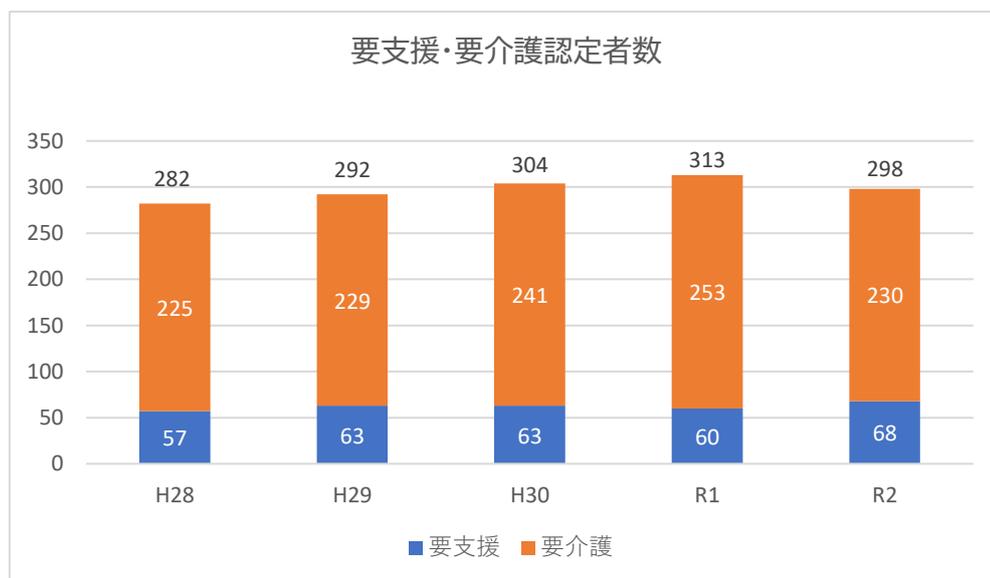
本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）における高齢者世帯（65歳以上のみの世帯）数は増加傾向にあります。そのうち、半数以上は独居世帯です。



※各年度末現在（住民基本台帳）

(3) 要支援・要介護認定者数の推移（福祉保健課より）

本町の要支援・要介護認定者数は、平成28年以降、ゆるやかな増減はありつつも、認定者数に大きな変化はなく推移しています。

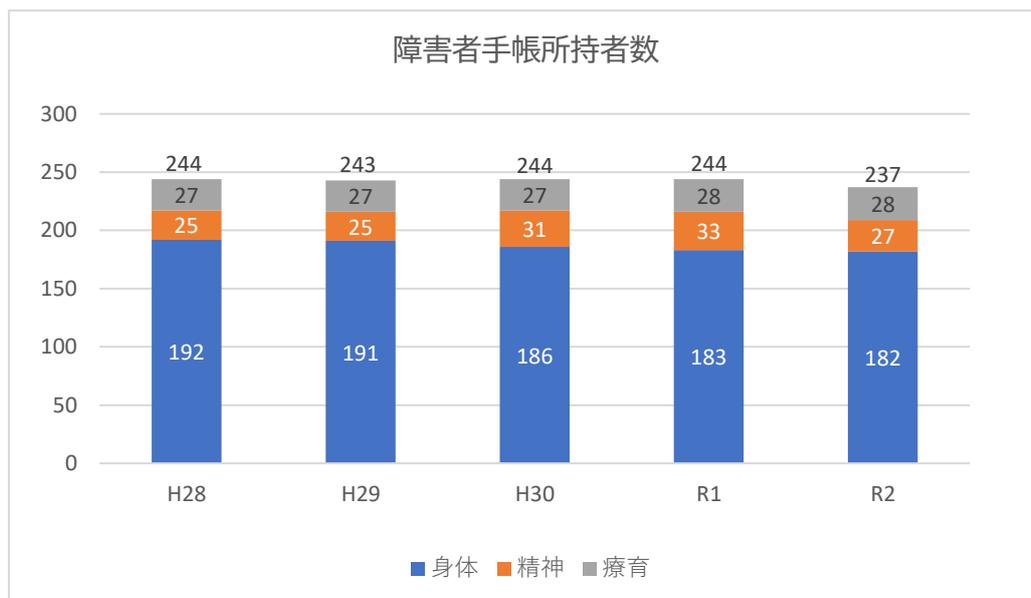


※各年度末現在（福祉保健課）

3 障がい者の状況

(1) 障害者手帳保持者数の推移

障害者手帳の所持者は、療育手帳の所持者は横ばいではありますが、高齢化により身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持者は減少傾向にあります。

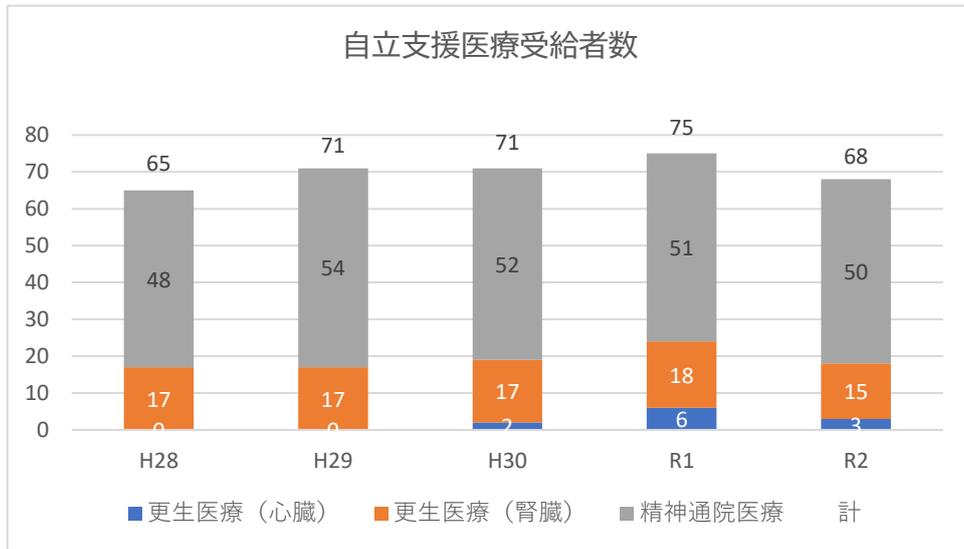


※各年度末現在（福祉保健課）

(2) 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療とは、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

平成 28 年度に減少した後、以降は横ばいで推移しており、今後もこの傾向が続くと想定されます。

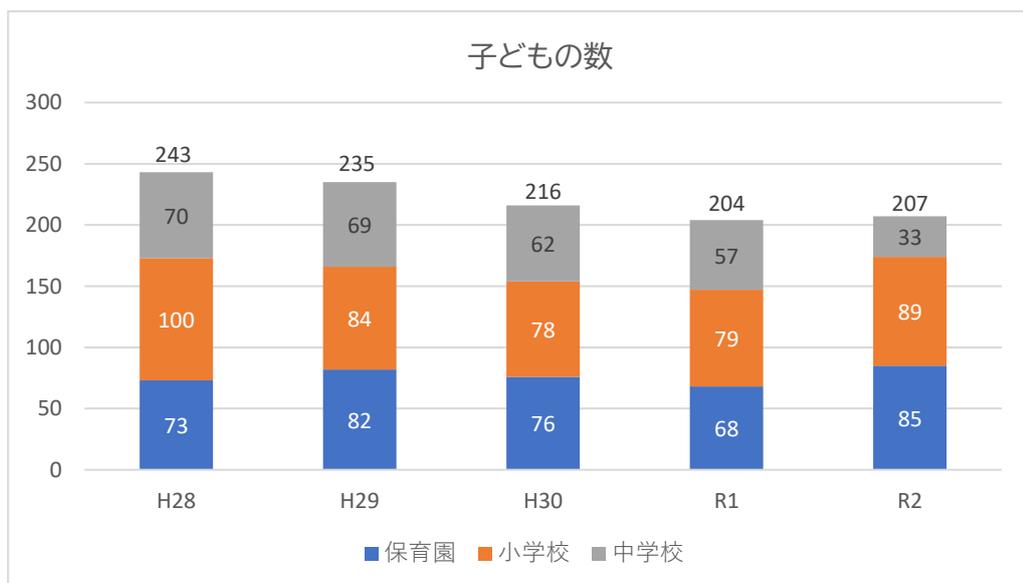


※各年度末現在（福祉保健課）

4 子ども・子育ての状況

（1）子どもの数

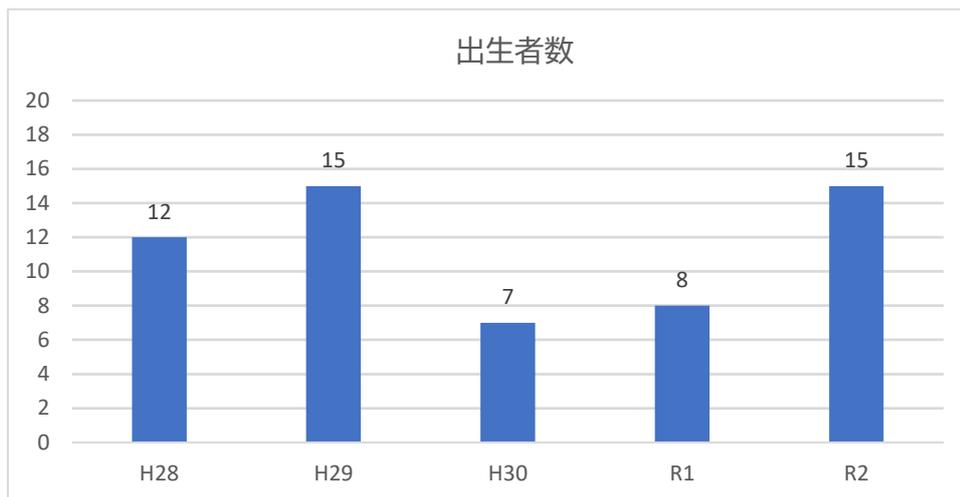
本町の15歳以下の子どもの数は、平成28年度から令和2年度にかけて40人近く減少しています。今後もこの傾向は続くと想定されます。



※各年度末現在（教育委員会）

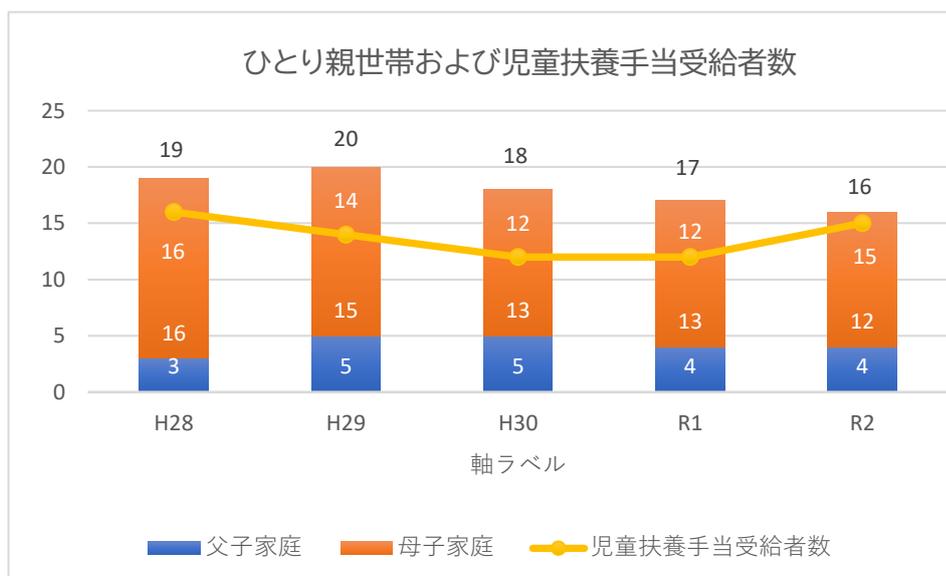
(2) 出生数

本町の出生数は、年間 10 人前後を推移しています。今後もこの傾向が続くと想定されます。



(3) ひとり親家庭の状況

本町のひとり親家庭（中学校を卒業する 3 月末まで）の世帯数は、平成 29 年度をピークに緩やかに減少しています。一方で、児童扶養手当受給者数は、平成 28 年度をピークに減少していましたが、令和 2 年度に増加しています。

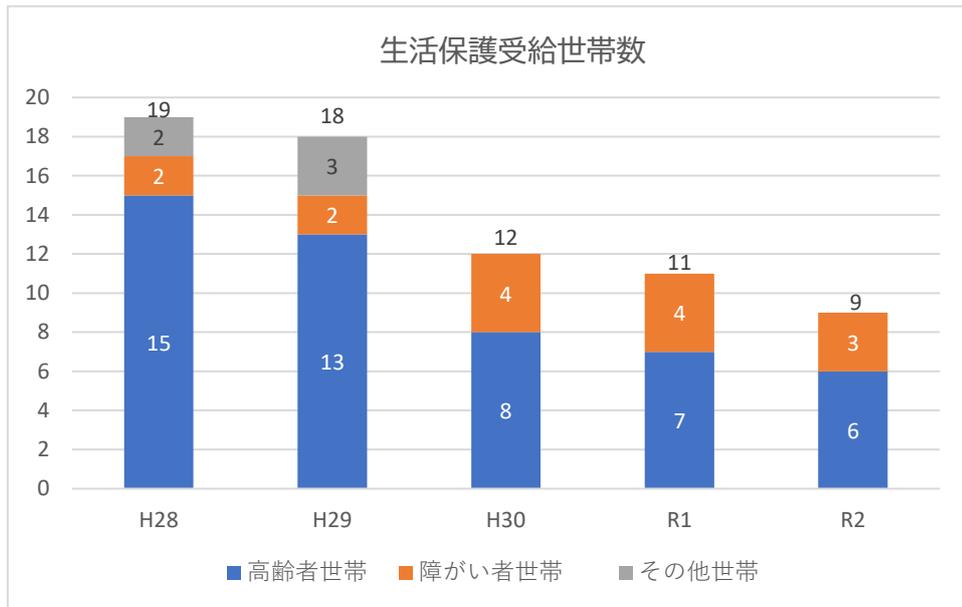


※各年度末現在（福祉保健課）

5 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給者・世帯数の推移

生活保護受給世帯数は、平成 30 年度に大幅に減少し、それ以降は、大きな増減はありません。受給世帯の構成は高齢世帯の割合が高く、次いで障がい者世帯となっています。

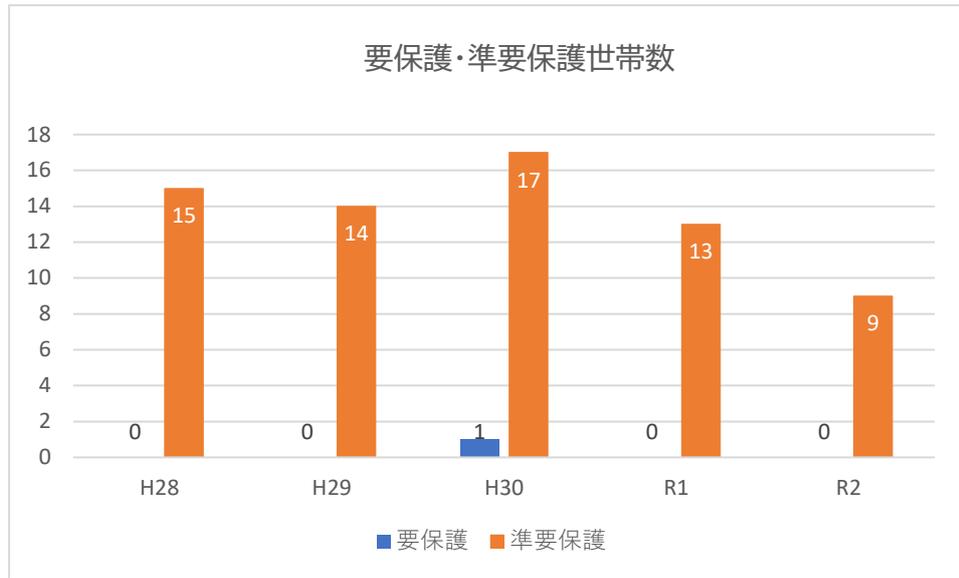


※各年度末現在（福祉事務所）

(2) 要保護・準要保護世帯の推移

要保護とは経済的に困窮し保護が必要な世帯を、準要保護とは要保護にする程度に困窮し就学が困難な状況の世帯をいいます。

本町の要保護・準要保護の世帯数は、平成 30 年度に増加したものの、近年は 10 世帯前後で推移しています。

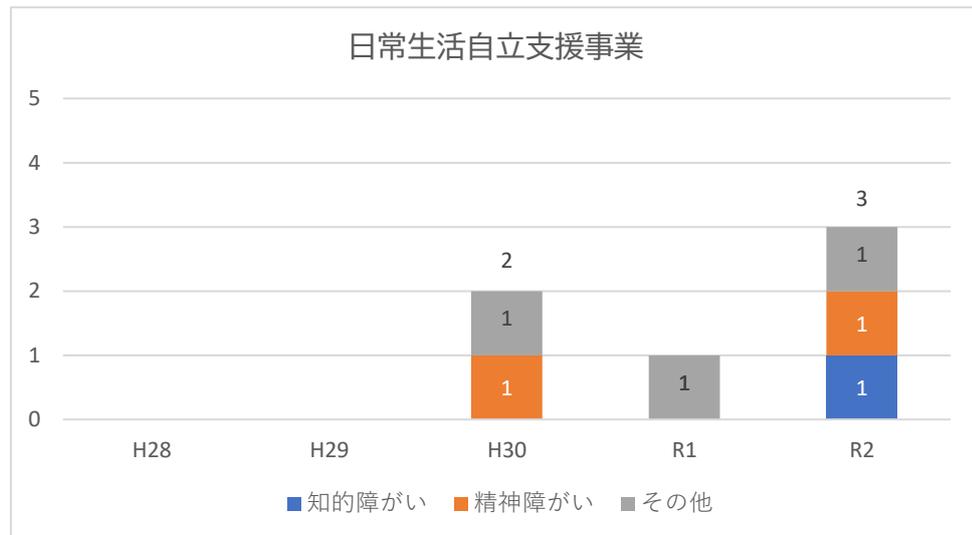


※各年度末現在（教育委員会）

（2）生活困難者・権利擁護関係の状況

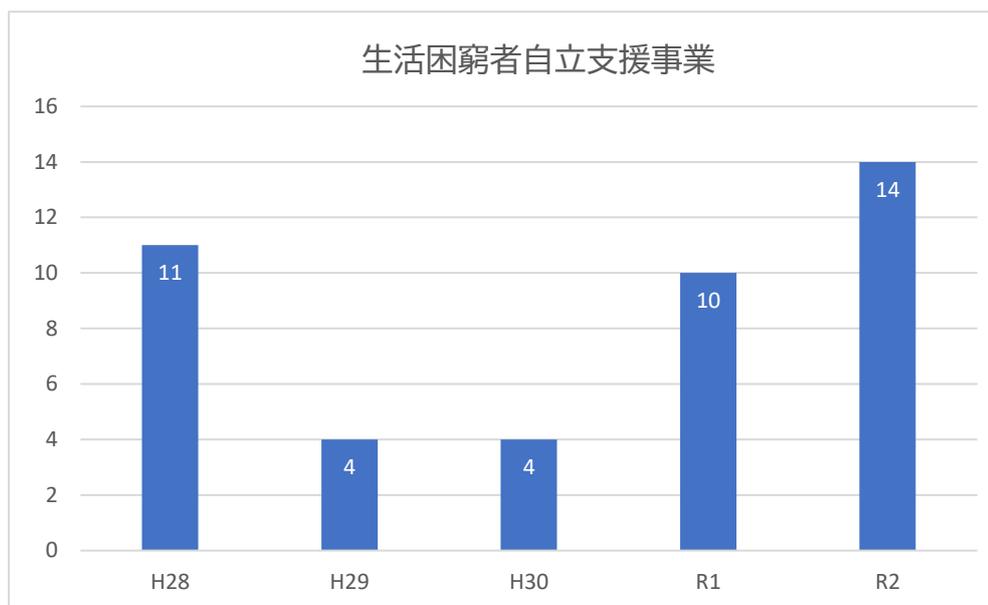
■日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない方への権利擁護に資することを目的に、自立した生活が送れるように日常的金銭管理や福祉サービスの利用支援などを行うものです。

平成30年度以降、件数は少ないものの、様々な障がい区分の利用契約者があります。この傾向は今後も続くと想定されます。



※各年度末現在（社会福祉協議会）

■生活困窮者自立支援事業とは、経済的、社会的に困窮状態にある人に対し、就労に関する支援や、金銭管理の助言等を行い、自立に向かう支援を行う事業です。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、家計に関する相談が増加しました。複雑な課題を抱えた世帯も多く、今後もこの傾向は続くと想定されます。



※各年度末現在（社会福祉協議会）

6 福祉を取り巻く社会の情勢とこれからの地域福祉

「新型コロナウイルス感染症と地域福祉」

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の変化は、本町においても例外ではありません。

日本において感染者数は令和4年1月末時点で274万人以上、死亡者数は約18,814人、鳥取県内でも感染者数が約3,593人となっており、全世界規模で猛威を振るっています。

これによりもたらされる影響は、直接的な病気のことはもちろん、外出等の自粛によって、社会活動が制限され、さまざまな業種が経済的な影響を受けています。本町でも収入減等により生活が不安定となり、生活福祉資金の貸付件数が増加するなど、その事が如実に現れました。

わたしたちは現在、可能な限りの感染予防対策を講じながら、「新しい生活様式」の中で暮らしを停滞させない努力をしています。コロナ禍は、わたしたちの生活を大きく変えてしまいました。まさに今まで当たり前だったことが、当たり前でなくなるという象徴的な出来事となりました。

福祉とは住民一人ひとりの「暮らし」に直結するものです。つまり、地域福祉を推進するためには、これまでの地域福祉のあり方に加え、「with コロナ」という概念を抜きにしては語ることはできないと考えます。これからの5年間を考えていく本計画においても、新しい生活様式に沿った考え方を踏まえながら推進していく必要があります。

地域共生社会の実現によりもたらされるセーフティネットの強化は、平時だけでなくこのような非常時にこそ役立つものであると言えます。お互いが支えあいやつながりを強化して支えあうことで、困難な時代を乗り越えていきたいと考えます。

「国際目標SDGsの実現に向けた取り組み」

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年（平成27年）の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けたSDGsが、2030年（令和12年）を年限に、17のゴールで構成された世界共通の目標として取り組まれています。

鳥取県の将来ビジョンにおいても、SDGsの視点を反映し、「多様性を互いに認め、支えあう共生社会」「障がい者、高齢者がいきいきと暮らす地域社会」「DV（*2）や児童虐待など支援の必要な人が生活しやすい環境が整備」「地域や職場との連携などにより、安心して子育て出来る環境が進展」などの福祉関連分野の目標が定められました。

また、江府町においても、SDGsの目標のひとつである、「住み続けられる町づくり」の達成を目指し、DX（デジタルトランスフォーメーション（*3））の推進により、地域住民の生活の利便性の向上や、災害や緊急時の情報発信などに取り組み、安心安全な生活の基盤づくりが進められています。

今後さらに少子高齢化が進み、人口減少も歯止めがかからない中で、現状のさまざまな地域課題はより複雑化、多様化していくことが予想されます。SDGsの理念と、地域共生社会の考え方は、ともに目指すところは同じです。地域共生社会を実現するには、支える側、支えられる側に分かれことなく、すべての人が役割をもち、お互いが支えあうことが必要であり、同じ地域の中には様々な人が暮らしていること（＝多様性）を理解し、それを受け止めるということ（＝社会的包摂）の意識の醸成が必要となると考えます。



(国連ホームページより)

(*2) DV…ドメスティックバイオレンスの略。用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

(*3) DX…デジタルトランスフォーメーションの略。広義では「ITを活用して人々の生活を改善させていく」という意味の言葉です。ビジネスにおいても、「ITの活用によって競争力を向上させる取り組み」として普及しています。

第 3 章

計画の基本的な

考え方と取り組み

第3章 計画の基本的な考え方と取り組み

1 基本理念

本計画は、地域住民の生活課題・生活要望に対応できる公・民のしくみを「住民主体」を基本として、そこに生活する地域住民が主体的・積極的につくっていくことを目指します。

かつての行政主導、あるいは行政に依存する形のまちづくりではなく、地域住民自身が主役となって、一人ひとりが自らの暮らす地域のことや、地域それぞれの生活課題に関心を持ち、地域福祉活動に主体的に参加できるよう推進していく「町民の、町民による、町民のための」まちづくりを目指していくものです。

支えあい、助けあいながら、人と人との交流、地域と地域の交流を深め、小さな子供から高齢者まで、また、障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れたこの江府町で安心してともに心豊かに暮らしていけることを目指します。

■本計画の基本理念を次のとおりとします。

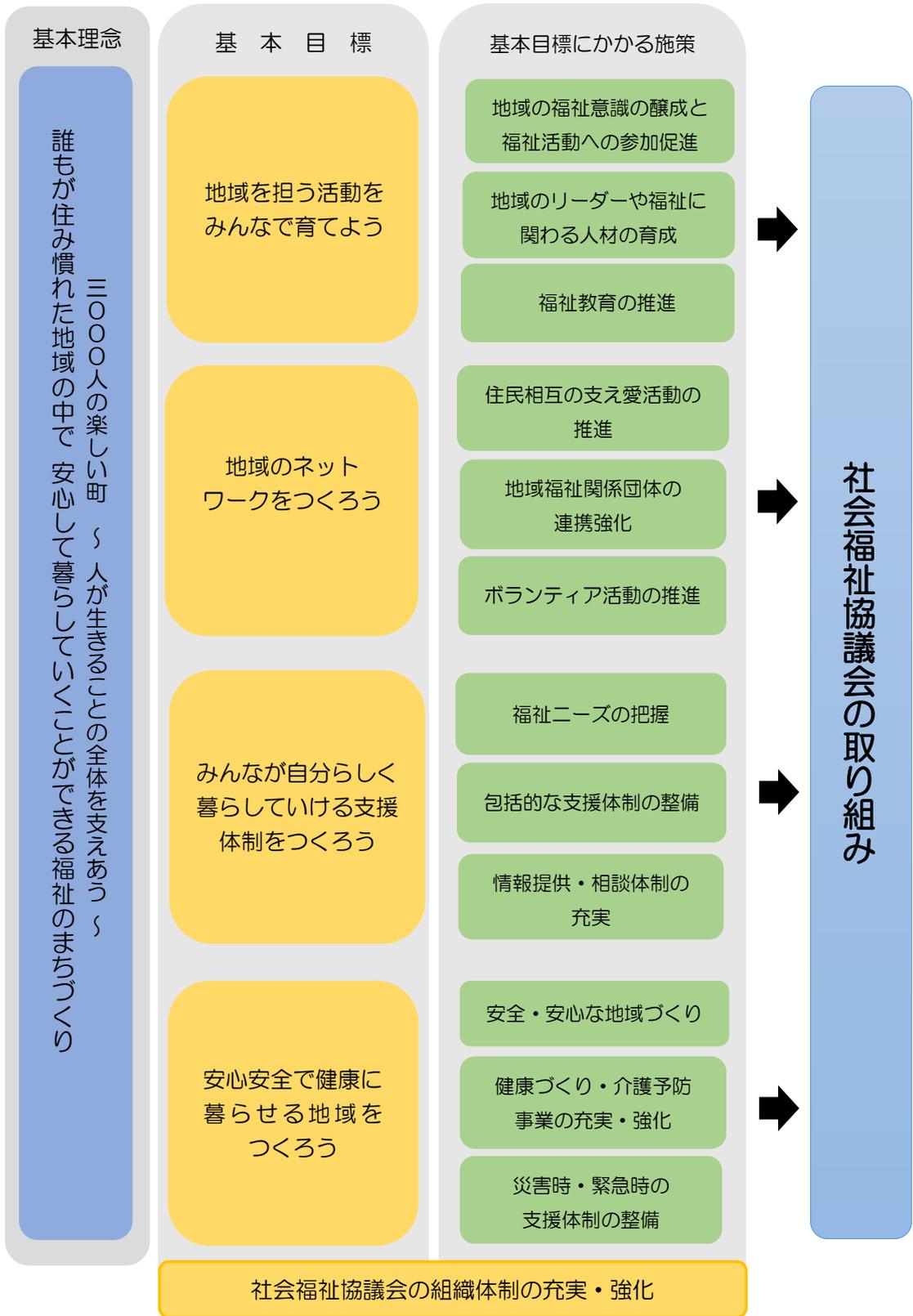
3,000人の楽しい町 ～人が生きることの全体を支えあう～

「誰もが住み慣れた地域の中で

安心して暮らしていくことができる福祉のまちづくり」

江府町地域福祉計画理念より

2 計画の体系



3 基本目標とその方向性

基本理念を具現化するために、江府町地域福祉計画の5つの基本目標を軸とし、住民とともに様々な事業を推進することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちの実現を目指し、地域福祉を推進していきます。

基本目標1 地域を担う活動をみんなで育てよう

地域で誰もが安心して暮らしていける地域社会をつくるためには、住民自らが地域の様子を正しく理解し、生活課題を「我がごと」として捉えることが大切です。そのために、同じ地域に暮らす人同士が集う機会、居場所づくりにつとめ、その中で地域を知り、支えあいの心を育むことが必要です。

地域福祉活動を支えるのは、お互い様の心で支えあい、助けあう福祉の心と、その思いを表す行動力です。様々な活動を通して、地域福祉活動への関心を高めていくことが大切です。また、地域活動の推進役となるリーダーの養成も行い、地域の支え愛の基盤を整える必要があります。

基本目標2 地域のネットワークをつくろう

同じ地域に住む住民同士が支えあって課題の解決に取り組むためには、支援を必要とする人を、地域の中で見逃さない体制づくりが求められます。

町内の関係機関および地域の様々な関係者でネットワークを構築し、それぞれが連携をし、情報を共有しながら地域の中で孤立しない体制をつくるのが大切です。

また、住民自らが地域の課題を知り、解決に向けた活動をすることが、住民主体の地域福祉活動につながります。ボランティアセンターの機能も強化し、支えあいの体制づくりを推進することが必要です。

基本目標3 みんなが自分らしく暮らしていける支援体制をつくろう

地域の中で安心して暮らしていくには、個々の生活課題に応じた支援を適切に受けることが必要です。生活になんらかの不安を抱えていても、地域の中で住民同士や関係機関との連携等により、課題が解決できる仕組みづくりを推進していくことで、地域で安心して暮らせる社会をめざします。住民に対して福祉資源である公的サービス、またはインフォーマルな福祉サービスの情報を提供し、困りごとを抱えた当事者が気軽に支援を求めることができる体制を整備することが大切です。

また、今ある既存のサービスでは解決できない課題に対しては、地域住民や関係者等で連携・協議して新たな支援策を開発することも求められます。

※インフォーマルサービス…家族、近隣住民、ボランティアなどの非公的な援助のこと。

基本目標4 安心安全で健康に暮らせる地域をつくろう

住民一人ひとりが健やかで心豊かな生活を送れるためには、個人の心身の健康を保ち、生きがいをもって暮らせることと、地域の中で安全に暮らしていける環境づくりが必要です。

災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、地域の住民と行政、関係機関が一体となって、地域の防災力を強化していく必要があります。

そのためには、日頃から「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つこと、災害時だけでなく、平素からも地域で見守りや支えあいの体制を整えておくことが大切だと考えられます。

基本目標5 社会福祉協議会の組織体制の充実・強化

地域福祉を推進する組織として、社会福祉協議会の役割は多岐にわたっており、今後ますます組織体制を充実・強化していく必要があります。

これからの地域福祉の推進における社協活動の重要性について、住民および関係機関等に広く周知し、社会福祉協議会の体制整備を継続的に行っていきます。

基本目標1 地域を担う活動をみんなで育てよう

(1) 地域に関わる町民・団体を育てよう

住民一人ひとりが地域の課題に関心をもち、支援を「担う側」「受ける側」と固定化されることなく、誰もが地域の担い手として役割を發揮できる仕組みづくりを支援します。地域福祉に携わる人々に向けて研修等への参加を支援し、資質向上に取り組むとともに、地域の人々が受け手でも担い手でもあるという支えあいの意識の周知・啓発に努めます。加えて、ちょっとした手伝い等の多様な関わり方の啓発等を通じて地域の様々な活動と人材をつなげる仕組みづくりや地域で活躍するリーダー及び新たな人材の発掘・育成に取り組みます。

(2) 人を通して「共感」や「社会問題」を学ぶ、学習の場を作ろう

地域における様々な活動を支える担い手の確保及び資質の向上を目指して、町民への福祉教育の推進や、すでに活動に参加している担い手に向けた研修等への参加支援に取り組みます。

■基本目標にかかる施策

- ① 地域の福祉意識の醸成と福祉活動への参加促進
- ② 地域のリーダーや福祉に関わる人材の育成
- ③ 福祉教育の推進

【社会福祉協議会の取り組み】

- 地域に呼びかけ福祉座談会やほっとサロン等で地域の支えあい意識の醸成を図ります。
- 福祉大会の開催により、住民の福祉への関心を深めます。
- 義務教育学校への福祉教育を推進します。
- 広報活動により、地域福祉活動についての情報発信を行います。
- 地域福祉活動計画を広く周知します。

基本目標2 地域のネットワークをつくろう

(1) 町民がつながる交流の場を増やそう

住民同士や住民と地域で活動する人々等が地域において交流できる場所の整備に取り組むとともに、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりにも取り組み、地域における交流機会の創出及び交流の促進に努めます。

(2) 地域活動に積極的に参加しよう

地域福祉の推進は地域住民の主体的な参画を前提とした取り組みであり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されていることが大切です。

地域福祉を支える人材の育成に取り組むとともに、住民同士が気軽に集い交流できる場として地域福祉の拠点づくりを推進します。

■基本目標にかかる施策

- ① 住民相互の支えあい活動の推進
- ② 地域福祉関係団体の連携強化
- ③ ボランティア活動の推進

【社会福祉協議会の取り組み】

- 愛の輪協力員による住民同士の見守り活動を推進します。
- ボランティアセンターを運営し、ボランティアに関する情報発信と活動への参加意識の向上を図ります。
- 歩いて立ち寄れる範囲に気軽に交流できる場所として、サロンを開設します。
- 集落主体で地域の座談会やサロン活動（ほっとサロン）を実施し、住民相互が見守り、支えあいについて関心を深めます。

基本目標3 みんなが自分らしく暮らしていける支援体制をつくろう

(1) 気軽に相談できる体制をつくろう

様々な悩みや困りごとを持つ人の相談を受け、本人の希望をふまえて必要とされる支援につなげられるよう、相談対応を行う人々の資質向上や関係機関との連携体制強化を図り、包括的な総合相談体制の充実に努めます。

(2) 一人ひとりに応じた情報提供体制を充実させよう

福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報や各種イベントなどの情報を時代のニーズに適応した情報提供ツールを活用し、情報を必要とする人に正確にわかりやすく提供できるよう努めます。

(3) 地域での生活を支えるしくみを充実させよう

啓発活動や交流活動を通じ、地域における助けあい・支えあいの意識を醸成します。また、障がいや介護の有無、国籍や文化の違いなどに対する理解を深めるとともに、一人ひとりの人権を尊重し地域福祉の意識を高めていきます。

(4) 人権擁護・虐待防止体制を充実させよう

高齢者・子ども・障がい者に対するあらゆる権利侵害、虐待、配偶者への暴力などを防ぎ、早期に発見できるよう人権意識の浸透に努めます。また、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利が守られ、必要な援助を受けられることができるように権利擁護について周知を図り、成年後見制度の利用促進に努めます。

■基本目標にかかる施策

- ① 福祉ニーズの把握
- ② 包括的な支援体制の整備
- ③ 情報提供・相談体制の充実

【社会福祉協議会の取り組み】

- 生活全般の相談が気軽にできる窓口として、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 専門的な相談に対応できるよう職員等の資質向上と関係機関との連携強化を図ります。
- 家庭訪問・相談来所・電話相談などにより、身近に相談できる体制を整えます。
- 地域の課題を自らの課題（我がごと）として捉え、解決を目指す地域づくりを支援します。
- 多様な価値観を認めあうことのできる地域づくりを目指し、個々の生活課題に寄り添った支援を行います。
- 地域の小さな課題や気づきを細かく把握できるネットワークづくりに努めます。
- 権利擁護（日常生活自立支援事業・成年後見事業）の周知と利用促進に努めます。
- 生活に困難を抱えた世帯の多様な課題に寄り添い支援を行います。

基本目標4 安心安全で健康に暮らせる地域をつくろう

(1) 地域での防災・防犯体制を充実させよう

防犯に関する情報提供の充実や地域の団体・事業者と連携した見守り体制及び防犯体制の整備を促進し、町民の防犯意識を高めるよう取り組みます。

また、災害時に被害を最小限に抑えるのは、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という、日頃からの住民同士の支えあいの体制を整えておくことが非常に重要となってきます。地域の自主防災組織や関係機関等と連携した防災訓練の実施や、「支え愛マップ」づくりを通じた平時からの見守り体制を構築しておくことにより、地域の防災体制強化を推進します。

(2) 誰もが安心して暮らせるしくみをつくろう

公共施設等のバリアフリー化や歩行環境の改善等に取り組むとともに、ユニバーサルデザインや「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の考え方の周知・啓発に努めます。また、移動支援として公共交通を含め実情を踏まえた地域交通の確保に取り組みます。

(3) 健康に暮らせる地域づくりを進めよう

住民一人ひとりが健やかで心豊かな生活を送れるように、個人や家族地域関係機関・団体などと連携し、町全体で健康づくり運動を支援することでみんなが支えあい、健康でいきいきと暮らす笑顔いっぱいの健康なまちづくりを推進します。

(4) 子どもがすこやかに育つ仕組みをつくろう

日常生活における家庭での教育では親の役割は非常に重要であるため、親に対するサポートも必要になることから、地域全体で子育てをする親と子どもを見守り支援していく体制づくりを推進します。

■基本目標にかかる施策

- ① 安心・安全な地域づくり
- ② 健康づくり・介護予防事業の充実強化
- ③ 災害時・緊急時の支援体制の整備

【社会福祉協議会の取り組み】

- 公共交通機関の利用が困難な者の移動手段として、福祉有償運送サービス事業を実施します。
- 住民の移動環境の実態の把握に努め、行政や交通機関へ必要な情報提供を行います。
- 心身の健康を維持し、いきいきとした暮らしが続けられるよう、配食サービス事業・買物支援サービス事業・介護予防事業等を積極的に実施します。
- 保健・医療・福祉サービス機関との連携を図ります。
- 義務教育学校（前期課程）の振替休業日の子どもの居場所づくりと、福祉教育、地域住民との交流の場として「こどもサロン」を実施します。
- 防災訓練や研修会、「支え愛マップ」づくりを通じた防災意識の啓発と、災害発生時の支えあいの仕組みづくりを促進します。

基本目標5 社会福祉協議会の組織体制の充実・強化

(1) 社会福祉協議会の組織体制の充実・強化

歯止めのかからない少子高齢化の進行や、複合的な課題を抱えた世帯の増加など、地域における生活課題は多様化しており、地域福祉の推進を図る組織として、社会福祉協議会に求められる役割が大きくなっています。より一層組織体制を強化していくためには、社会福祉協議会が継続的に安定した事業を行うための経営基盤の整備と、多様な課題に対応するための、人的な確保と、職員ひとりひとりの高い専門性が求められます。

また、社会福祉協議会は、積極的に地域に出かけ、公的なサービス資源だけでは課題解決しきれない「制度の狭間」に置かれた要支援者など、さまざまな個別の課題に対し、地域、家族、関係機関などが一体的につながり、地域全体で支えていくためのネットワークづくりを行うことが求められています。

公的機関や社会福祉法人などの社会福祉に関連する事業所だけでなく、地域のさまざまな団体等とも連携を強化し、地域の福祉力を向上させ、多様な地域課題の解決に向けた取り組みを効果的に推進できるよう、体制を構築していく必要があります。

■基本目標にかかる施策

- ① 住民組織としての推進体制・運営基盤の強化
- ② 財政基盤の強化
- ③ 職員体制の整備
- ④ 団体の運営

【社会福祉協議会の取り組み】

- 住民組織としての推進体制・運営基盤の強化を図ります。
- 公費財源による事業の安定実施と、民間助成金等の積極的活用による自主財源の確保についての検討を行います。
- 各種事業を充実実施するための人材確保と、職員の資質向上に取り組みます。
- 福祉団体等の継続的な運営を行い、各団体の課題や強み等を地域福祉活動に反映します。

第 4 章

具体的な取り組み

第4章 具体的な取り組み

1 施策ごとの事業実施計画

■基本目標 1 地域を担う活動をみんなで育てよう

施策	実施計画	取り組み内容	評価指標
地域の福祉意識の醸成と福祉活動への参加促進	福祉座談会の開催	集落に出向き、社協の事業周知と、地域の課題等についての意見交換を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 各集落 5カ年で1～2回
	福祉大会の開催	町民全員を対象に開催。地域福祉をテーマにした講演会等の開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 年1回開催
	広報活動による情報発信	様々な媒体を通して、社協活動の周知と地域福祉活動を掲載します。	<ul style="list-style-type: none"> 広報発行 年3回 ホームページ掲載 地域福祉活動計画の全戸配布
地域のリーダーや福祉に関わる人材の育成	ほっとサロンの開催	集落単位で開催。支え愛マップづくり等を通して我がまちの地域福祉についての関心を高めます。新型コロナウイルス感染予防のために、自粛していた集落活動がスムーズに再開できるよう、サロンの開催をはたらきかけ、気軽に地域で集える活動のバックアップを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 各集落 5カ年で2～5回 未実施集落への開催のはたらきかけ
福祉教育の推進	福祉教育推進校の指定	福祉の心を育てる教育を推進するため、義務教育学校を推進校として指定します。	<ul style="list-style-type: none"> 推進校に対して1年ごとに実施状況を確認
	福祉体験学習の実施	地域住民とのふれあいを通して身近な地域に愛着を持ち、福祉の心を育む福祉体験学習の実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 年1回 小学3年生を対象に夏休みに実施

■基本目標2 地域のネットワークをつくろう

施 策	実施計画	取り組み内容	評価指標
住民相互の支えあい活動の推進	愛の輪協力員の推進	概ね70歳以上の独居高齢者の見守りを近隣住民に委嘱。地域で住民同士が支えあう仕組みをつくります。	<ul style="list-style-type: none"> • 住民同士での支えあい意識の醸成 • 毎年1回協力員を委嘱
地域福祉関係団体の連携強化	見守り支援会議の定期開催	関係機関と定期的な情報共有の場を持ちます。	<ul style="list-style-type: none"> • 毎月1回 定期開催
ボランティア活動の推進	ボランティアセンターの運営	<p>住民のボランティアに対する理解と関心を深める活動を行います。</p> <p>ボランティア活動について、住民に広く周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 5カ年を通して実施 • 広報でボランティア活動についての紹介 • 相談者とボランティア活動とのマッチング
	ボランティア研修会の開催	ボランティアを始めたい人やボランティア活動中の人に対して研修会の開催します。	<ul style="list-style-type: none"> • 年1回開催

■基本目標3 みんなが自分らしく暮らしていける支援体制をつくろう

施策	実施計画	取り組み内容	評価指標
福祉ニーズの把握	座談会やほっとサロンを通じた課題把握	集落に出向き、人や地域の困りごとを把握し、早期解決につなげます。	・5カ年で全集落実施
	要支援者へのニーズ調査	見守り訪問やサロン活動等で住民の困りごとや課題を聞き取りを行います。	・5カ年を通して実施 ・定期的な見守り訪問
包括的な支援体制の整備	関係機関、団体との連携	関係機関との情報の共有、連携を行い、必要な支援が途絶えないようにします。	・5カ年を通して実施 ・定期的な連絡会への参加
	相談体制の充実	訪問や来所による相談、電話相談等による相談窓口の機能を充実させるとともに、あらゆる相談を受け止め、適切な支援につなげます。	・5カ年を通して実施 ・見守り、広報、ホームページ等により、社協の相談窓口の機能を周知
情報提供・相談体制の充実	生活困窮者自立支援事業の実施(※)	生活困窮状態にある世帯に対して、就労・家計支援等の助言を行います。	・5カ年を通して実施 ・制度の周知と、関係機関との必要な情報が共有できる体制づくり
	日常生活自立支援事業の実施(※)	判断能力が不十分な者への福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の支援を行います。	
	法人成年後見事業の受任	法人成年後見事業を「権利擁護ネットワークほうき」の会員として実施します。	
	生活福祉資金貸付事業の実施(※)	低所得世帯等に対して生活維持のために必要な資金の貸付を行います。	
	生計困難者に対する相談支援事業(えんくるり事業)の推進	県内の社会福祉法人が協働して生計困難者に対する支援事業を行います。	
	フードサポート事業の実施	一時的に食料の確保の困っている世帯に対して、緊急的に食料等を支援します。 食材の提供者を募り、地域住民が互いに助けあう仕組みづくりを行います。	・5カ年を通して実施 ・サポーター(提供者)の募集とニーズの把握 ・緊急時に即対応できるよう食料の備蓄

(※) 委託事業

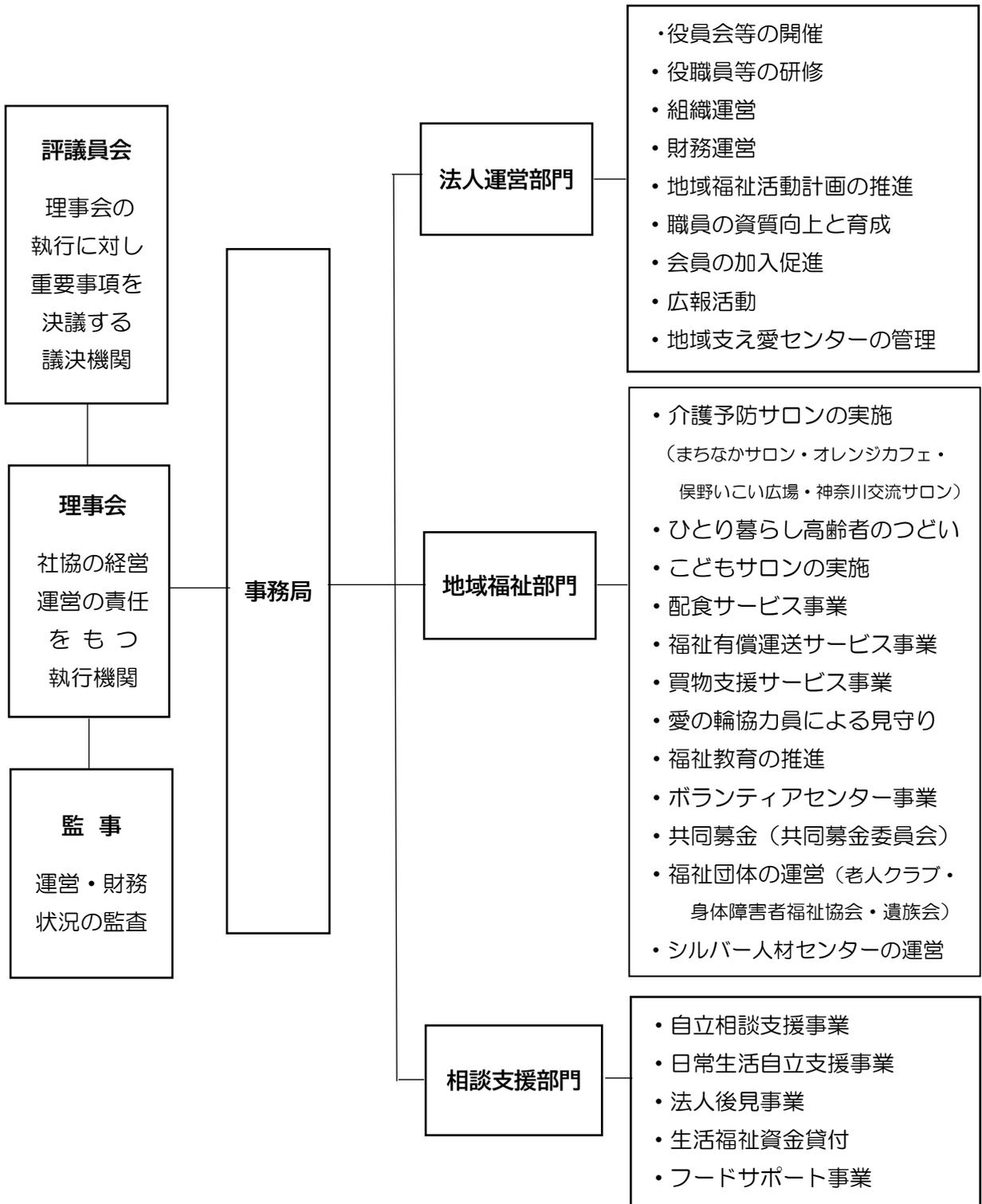
■基本目標4 安心安全で健康に暮らせる地域をつくろう

施策	実施計画	取り組み内容	評価指標
安全安心な地域づくり	福祉有償運送サービス事業の実施	公共交通機関の利用が困難な者の移動手段として車いす仕様の車輛を運行します。	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施 ・対象者への周知
	配食サービス事業の実施	独居、高齢者世帯に昼食弁当を配食します。食事の提供だけでなく、安否の確認も行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施 ・対象者への周知
	買物支援サービス事業の実施	日常的に買物に不便を感じている概ね65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、買物のための移動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施 ・対象者への周知
	こどもサロンの実施	義務教育学校（前期課程）の振替休業日に地域で子どもを見守る取り組みとして実施します。（対象1～5年生）	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施 ・学校振替休業日に実施
健康づくり・介護予防事業の充実・強化	まちなかサロンの実施	転倒予防、認知症予防を目的として、機能活性化のプログラムを交えたサロンを定期的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回（火曜日） ・うち月1回は臨床美術講座
	俣野いこい広場の実施	俣野地域の住民の居場所づくりを推進し、認知症予防や住民の交流の場として実施します。個別の課題の発見にも努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回（第4木曜日）
	オレンジカフェの実施		<ul style="list-style-type: none"> ・週1回（毎週木曜日） *第4木曜はのぞく
	ひとり暮らし高齢者のつどいの実施	概ね75歳以上の1人暮らし高齢者を対象に閉じこもり予防、孤独感の解消などを目的として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回（第2金曜日）
	神奈川交流サロンの利用促進	地域で気軽に立ち寄れる居場所として施設を開放し、近隣住民の交流や生きがいを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 月～金曜日に開館
災害時・緊急時の支援体制の整備	支え愛マップの作成	ほっとサロン等で支え愛マップづくりを行い、集落の状況を知り、平時にも災害時にも住民同士で助けあえる体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施 ・ほっとサロンや座談会で、マップの作成と見直しを行う。
	災害ボランティア等の体制整備	災害ボランティア活動支援マニュアルに基づいた支援体制の整備を、行政や関係機関との連携のもと行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と災害時のボランティア等の支援のあり方、運営体制、連携方法についての協議検討を行う。

■基本目標5 社会福祉協議会の組織体制の充実・強化

施 策	実施計画	取り組み内容	評価指標
社会福祉協議会の組織体制の充実・強化	住民組織としての推進体制・運営基盤の強化	地域住民組織としての社会福祉協議会の役割とあり方についてを周知し、理解を深めてもらう。	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施 ・広報、座談会等で周知 ・会員制度の周知と会費の依頼
	財政基盤の強化	<p>公的・民間助成金を積極的に活用し、事業推進を図る。</p> <p>江府町共同募金委員会として共同募金事業への積極的な取り組みを推進すること及び、募金の助成金の効果的活用方法について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施
	職員体制の整備	各種事業を充実実施するにあたり、資質向上のための研修及び、必要な人材の確保を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施 ・研修会への参加
	各種団体の運営	社協が担う福祉団体の継続的な支援を行う。各団体の課題や強みを集約・整理し地域福祉課題に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年を通して実施

2 業務体制図



3 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、社会福祉協議会の位置付けである「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体（社会福祉法第 109 条）」としての組織の特性を生かしながら、地域福祉を推進するさまざまな団体・組織のコーディネーター役になるとともに、行政をはじめ、地域住民、ボランティア、福祉関係団体などとの協働体制をつくり、地域福祉を推進する旗振り役としての役割を果たします。

そのためには、事業の実績や効果など、計画の進捗管理・評価を行い、よりよい地域福祉活動の実現に向けて計画を継続的に点検しながら事業を実施していきます。

本計画の進行管理と実施状況の評価については、江府町社会福祉協議会自らが進捗状況を見直し、また、地域住民、行政、関係機関からの意見や課題を反映していきます。令和 6 年度を中間評価年度と定め、本計画の最終年度には、次期計画の策定を進めていきます。

第1次江府町地域福祉活動計画策定委員名簿

役 職	氏 名
委 員 長	本 高 善 久
委 員	井 上 裕 吉
委 員	上 原 美千代
委 員	川 上 博 久
委 員	北 村 公 子
委 員	富 田 美智子

〔オブザーバー〕

所 属	氏 名
鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部副部長	川 瀬 亮 彦
江府町福祉保健課長	生 田 志 保

第1次江府町地域福祉活動計画（令和4～8年度）

発行年月：令和4年3月発行

編集・発行：社会福祉法人 江府町社会福祉協議会

印刷：富士印刷（有）